

総合討議の記録

平成30年12月21日

【内田】 では、総合討議を始めさせていただきたいと思います。まず、ご発表に関する補足やご苦労された点などございましたらよろしくお願ひいたします。

【山下】 (山下氏の発言について事務局のミスで録音記録なし)

【内田】 ありがとうございます。計画の期間については史跡等の状況にもよるが、あまり短い期間に設定するのではなく、10年くらいが良く、更新すべき時にはきちんと保存活用計画を作っておいた方が望ましいということでした。続きまして、田上様、お願ひいたします。

【田上】 高岡城跡につきましては、史跡と公園との調和が一番のテーマでした。そのために史跡に存在する様々な属性をもつ構成要素をどのように分類して、理屈をつけて保存活用につなげていくところが苦労した点だと思っております。また、先ほど発表の中で1つ言い忘れた点は、史跡の本質的価値を覆い隠すような植栽については、鳥取城跡や盛岡城跡の例のように、きちんと植栽の管理計画をつくって史跡の保存活用計画と両輪で運営しているということです。都市公園にもなっていて、かつ樹木も多く繁茂している史跡には有効だと考えております。

【内田】 ありがとうございます。引き続きまして慈恩寺旧境内の大宮様、お願ひ致します。

【大宮】 現状をお話しします。史跡指定になった後、平成27-28年度に2年かけて保存活用計画を2017年3月につくり、整備の基本計画書を2018年3月につくりました。それは会場のほうにも計画書を回覧させて頂いているかと思ひます。今年は文化庁の指導のもと整備の基本設計に進んでいるところです。予稿集の70頁に参加者一覧があり、寒河江市の教育委員会からも1名、保科が参加させてもらっております。今年から市長部局に慈恩寺振興課という名称の

課ができて、保科は教育委員会と併任しており、実際の整備事業は慈恩寺振興課で進めているところです。整備について具体的に質問があれば、私ではなく保科の方から答えさせたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【内田】 ありがとうございます。狭山池の平野さん、お願ひ致します。

【平野】 先程のお話の冒頭のところで、漠然とあれも大事、これも大事、みんな大事と言って、狭山池のことを説明させて頂きました。皆様のお話を聞いていると、確認調査、発掘調査、色々な調査を行ったというお話が出てきていて、一体、狭山池は何をしたのだろうということをお話させて頂きます。実は狭山池は本当に大正の末期以来ずっと、先ほど説明させて頂いた昭和初期の末永先生はじめ、調査を細々ながら続けておりまして、今、大阪狭山市と府立狭山池博物館と関連の冊子諸々のものを合わせると大体200冊ぐらい研究の成果があるのです。厚いものから薄いものまで、全部あわせてですが。そうした先人たちの努力があるので、この期間で保存活用計画書ができたという、その部分だけお伝えさせて頂きたいと思ひました。以上です。

【内田】 ありがとうございます。続けて、高橋さん。

【高橋】 私が報告した法華寺庭園は史跡と名勝の関



係というものを非常に考えさせられる事例です。史跡と名勝のそれぞれで、これまで策定された保存管理計画や保存活用計画の構成・内容を色々と見ていく中で、それぞれに特徴があって、それを両方活かした構成にできればということで考えました。本書56頁に示したように現状変更取り扱い基準と日常の維持管理行為の整理と、二段構えで表に取りまとめました。法華寺庭園の場合は名勝の中に史跡的な要素があるということでこのような形になりましたけれども、逆もしかりで、例えば史跡の城跡の中に名勝庭園があるような場合とか、そういう形で入れ子になるような場合が他にも色々あるのだらうと思います。名勝庭園保存課管理計画の蓄積においては維持管理に関する記載というのが非常に厚くて、史跡の保存活用計画でもこれを活かしていけば使いやすいものになる場合があるのではないかと実感したことをつけ加えたいと思います。

【内田】 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、先程質問用紙を回収させて頂きましたので、しばらく質問に答えるという形で進めさせて頂きたいと思います。ご質問全部は取り上げられないのですけれども、幾つかご発言頂きたいと思います。京都府の藤井さん、手続の弾力化についてということでご質問頂きました。お願い致します。

【藤井】 京都府の藤井です。山下主任調査官のほうから、手続の弾力化について書き込めばよいというものではないということでご発言がありましたけれども、保存活用計画全体の総体として認定されてしまうということで、自治体の首長なり、所有者なり、全体の書いたことが全て認められたのだとの誤解を生むことがあるのではないかと懸念します。文化庁の明確な指導を示して下さるのか、あるいは認定の申請時に削除等の指導をして下さるのか、そういう予定がなければ、認定のプロセスというのはどういう形になるのかというお考えをお聞かせ頂けたら有難いです。

【山下】 お答えします。何でも書けば良いものではないと、ちょっと乱暴な発言をしたと思いますが

も、趣旨は認定計画で事後の届け出の対応をする、それを要望する場合は、その認定を求める保存活用計画書の添付書類の中にどういった現状変更を事後の届け出制とすると、そういう内容を具体的に書き込むということになっており、その際には地元で委員会等をお作りになって、有識者の方、関係者の方等を入れてご議論されるわけです。そういったものを踏まえて文化庁にお出し頂くと、それを文化審議会のほうでまた審議するという形を経まして、文化庁として認定をするという仕組みになってございますので、そういった意味で色々な地元のレベル、文化庁のレベルでのチェック、あるいはご相談をさせて頂くということになる形のイメージでございます。

【内田】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それから、元離宮二条城の後藤さんのほうからご質問がありました。

【後藤】 元離宮二条城の後藤です。山下調査官に2点ほどあります。史跡等の保護に有効でない要素というところで、新たな価値が生じてくる要素もあると結ばれているのですが、これは結局、それを除去・移転等の判断は慎重にすべきということなのですか。そうじゃないかなと私は思ったのですが。有効でない要素は除去・移転するというふうにおっしゃっている、その下に注意書きのような形で、新たな価値が生じてくる要素もあるとおっしゃること（本書資料編掲載『平成26年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁文



化財部記念物課 平成27年3月 p.27) は、時間が経てばその価値も見直されて価値を有するという状況もあるから、早々に判断してすぐ撤去、移転とか、そうすべきでないということかなと思ったのですけど。

【山下】 それは大分難しいことで、結果として時間をどんどん先送り、先送りとなってしまいうこともあると思いますから、それはそれぞれ計画を作っていく時点で、その史跡等の保存整備の機運が高まってくる、その中で計画を作るということになるかと思えますので、その時点において、例えば50年前に史跡指定になっていたものが、例えば戦前につくられた建物があって、指定のときには、これはもう即座に撤去したいなと当時の人々が思っていたとして、それが50年後の今日ただいまになって、ある程度の、それなりの価値が、それはその史跡に即して価値があるのか、史跡に連続したという意味での価値があるのか、全く関係がないんだけど、例えば建造物としては価値があるねということもあるかもしれません。

そういったところの判断もあって、その時点、その時点ですることになるわけですが、当初は除去すべき要素だと思っていたものも、50年たったときに史跡に連続した価値として、ある意味重層性を理解するには有効なものとするのか、史跡には関係ないけど、建物としては大事なのだよと、どこかに移築しておいて、ちゃんと保存したほうがいいのか。あるいはそもそも潰しちゃったほうがいいのか。もう要らないよ、こんなの、価値がないよという判断をするものもあるかもしれません。そういうことはその時点、その時点で考えていくしかないのかなと思っておりますので、一概に全て壊すべきでないと言っているわけではございませんが、これが10年先、20年先になったとき、あのときこうしときゃよかったということも起きるかもしれませんが、ちょっとそこまでは今、考えが及んでおりません。

【後藤】 わかりました。そういうことだろうと思っていました。もう1点ですけど、周知や伝承等が

残っていて多くの価値があると、そういうことが最初からわかっている場合には、例えば保存管理計画の時点でもそういうことを書いておけば、現在あるものだけではなくて、その近くにそういう歴史があるのだということを残すようにということは今までもあったでしょうし。というのは、先生はバージョンアップしてというふうにおっしゃったのですけれど、保存活用計画においても、もしも同じように書いておいただけだとあまり変わらないので、例えば、もっとそれを調査して確かめるとか、そういうこともいつかは当然やらないといけないはずなのですが、それはどのタイミングでするのか。保存活用計画の中で、地下遺構の確認調査をして、今まで言われている伝承の範囲等を確認する、そういうことをしないと整備や活用計画は立てられないと思うのですが、そこまでやるのが保存活用計画なのか、それとも、そういうことも後々、追加調査すべきというふうにしていくのか、書いておくべきことなのか。

【山下】 それは保存活用計画の中を、どこまでその事業の中で詰めていくかということになるかと思えます。計画の策定の、種々の都合での策定の期間もありますし、策定をする事務局の体制、予算の問題等もございますので、そういった中で、計画の事業の中で解明すべきもの、計画策定後に引き続いて、時間をとって調査研究をさらに進めていくもの。いずれにしても、保存活用計画をつくったら何も調査しなくていいということじゃなくて、史跡等があれば、それは継続的に将来にわたって持続的な調査研究、保存のための調査もあれば、活用のため



の、利活用のための研究もあろうかと思いますが、そういった意味での研究は不断に行っていくものかと思っておりますので、そこに乗せていくと。そういうことを明記するということになるのかなと思っております。

【後藤】 わかりました。ありがとうございます。佐藤さんにも良いですか。

【内田】 はい、続けてどうぞ。

【後藤】 史跡周囲も含めるという計画を、それもバッファーという考えなのかなと思ったのですが、この場合、周囲に各所有者の方の同意なり了解なりといったものが要るのか、とられたのか、それとも、今回の計画の中ではその人たち以外に影響が及ばないような内容だから、特にそういうことをされなかったのかとか、ちょっとその辺、どうされたのかなと思まして。

【佐藤】 基本的には調整はしておりません。例えば追加指定といった形で動くことは、今のところ具体的にはないということもありますし、あとは、一応あちらに本のサンプルを、奈文研さんの分を置いて頂いているかと思うのですが、その91頁で、その周辺地域の環境を構成する諸要素というのは紹介しておりますけれども、基本的には石垣とかが出て、それを移設して復原してもらっていますとか、ここは石垣そのものが残っていましたとか、あとは、ここではこういう発掘成果があったので、説明板で表示していますとか、そういうことの紹介にとどまっていますというのが現状かなと。

【後藤】 規制をかけるものじゃなく、今後の開発の中で工事したときに、そのような遺構が出てきた場合の、そういうことがあるかもしれないという、そういうことなのですか。

【佐藤】 そういう成果の紹介で、確かに史跡指定されたところというのは遺跡としても中心部分、中枢部分には当たるのだけれども、要は、遺跡というのはそこにとどまらず、まだ外にも広がるのですよということを、やはり本の中でも紹介しないといけませんし、それから現地でもやはりそういう事例が

あって、色々なケースがあるのですけれども、保存は図れなかったけれども説明板は置けたとか、それから現実に上で建物は建っているんですけど設計変更で地下には遺構が残せたとか、そういうことは遺跡の広がりとして、それから将来に向けての姿としては書き込んでおくということかなと。ただ、個々に所有者の方へ了解をとってというのは、ちょっとこういう広域の場合は手が回らないというのが正直なところですよ。以上です。

【後藤】 わかりました。ありがとうございます。

【内田】 ありがとうございます。次に、長久手市の奥村さん、ご質問はいかがですか。

【奥村】 長久手市の奥村と申します。大阪府の佐藤様と文化庁の山下様にお伺いしたいところがあります。私は文化財担当ということでやらせて頂いている一方、スポーツ施設を作ったり、開発の担当もしています。直接関連はないのですが、私は公園管理手法の研究も色々しております。そこで、大阪城公園の事例で官民連携手法ということで、パークマネジメント組織、大阪城公園の管理は上手くいき、かなり評価されているようですが、一方で、特別史跡ということで後世に引き継いで守っていかなくちゃいけないということもあり、どのように上手くやっつけようとお聞かせ頂きたいです。当然、指定管理者さんは観光資源としてがんがん儲けようとしていこうとされるわけなのですが、やっぱり史跡を守る立場から言うと、これはやってほしくないな、あれはやってほしくないなということで、保存管理計画をつくりながらやってらっ



しゃると思います。そのあたり、どこまで指定管理者さんだったり、公園管理課さん、あとは観光だったり多部署にわたっていると思いますが、調整されたり協力関係を築いて、歴史のことを関係者に理解して頂いているような努力とか、そういった試みをされていらっしゃるのかをお願いいたします。

山下様には大阪城公園をはじめ全国各地で、これからは文化財もお金を稼いでいかなきゃならないというところで、当然守るばかりでなくて活用を進める中で、稼ぐとなるとやはり民間さんだったり、開発部門の方の考えることというのは文化財を破壊しかねないということも考えるわけなものですから、そのあたりでご相談なりを受けてどのようなご指導をされていったり、ご助言をされているのかなというのを伺いたく、ご質問させていただきました。よろしく申し上げます。

【佐藤】 そうしましたら、大阪市のほうから大阪城の件を先にお答えいたします。大変答えにくいような点もあると思いますけど。

まず、公園の管理として指定管理を事業者のほうに受けてもらってはいますが、その大半の部分は特別史跡であるというのを承知の上で仕事はしてもらっています。その仕事の範囲の中で維持管理などもあって、植栽の管理などもありますけれども、そういう中であくまでも契約の範囲ということになりますが、石垣に影響を与えている樹木の撤去なども、条件が合えばこれはやっってくださいみたいな感じでお願いすることもあります。あとは日常の維持管理という部分が多いという感じかなと。あまり答えになっていないと思いますが。

ただ、あとは集客ということで結構ほしいイベントは企画されるのです。ただやはり、先ほどもちらっと申しましたけれども、あくまでも地下遺構なり石垣なり、そういう史跡に影響を与える、何かを壊してしまうとか、毀損するようなものというのはもちろんできないですが、どこまで大阪城として大阪城らしさみたいなものを保った形でイベントをやってもらうかというのは、なかなか苦慮はしてい

ます。ただ、一応地下を掘ったらいけないとか、地面を掘ったらいけないとか、それから石垣は傷ついたらいけないとかというところは大体わかってきたかなと思うので、とりあえず何かあれば相談はしてもらおうという関係にはなっているかなと。その中でこれはだめとか、これはここまでだったら多分できますよというような、そういうコミュニケーションがとれてきたかなとまっているという感じです。

これは私個人の考えですけれども、先ほど山下主任調査官のほうから、大坂城跡の保存管理計画はまあ最近にできているし、もう1回つくり直すというのもどうかというお話もありましたが、もう1回つくり直してその中で、例えば現状変更について緩和というか、ここまでは行政の範囲でとか、大阪市の範囲でできちゃいますよというような認定を求めようとは思っていません。これはあくまでも事業者と、それから窓口として私たち文化財の担当が決めることなので、自動的に何となくできてしまうというのはものすごく危険だなと、個人的には思っています。

【山下】 ご質問が、例えば、その史跡の活用に民間の方を入れて、史跡を壊したじゃないかとかというご懸念かということかと思いますが、1つ留意しなきゃいけないのは、あくまでも史跡の所有者なり管理団体は行政が多いわけですね。ですから、そういう指定管理に出すときに、全く市のほうで何も考えずに丸投げとか、他の施設の図書館とかで、図書館だからいいというわけじゃないですけど、図書館とか公園とかと同じレベルで指定管理だというような



認識では間違いだと思います。やはり文化財だということ踏まえて、どういったことをして良いのか、悪いのか、事前の取り決めといいますか、考え方、あるいは役割をどこまで指定管理に任せるのかといったことを事前にきちんと詰めていくということは当然のことかと思っております。そういったことを踏まえて指定管理を適切にされるということであれば、そういうことはあるのかなと思っております。そういった意味で、今日のテーマになっております保存活用計画とか、そういうものを作った上での具体的なマニュアルとか、そういうものが必要なのかなとは思ったところがございます。こんな感じでございます。

【奥村】 ありがとうございます。

【内田】 ありがとうございます。質問としては他にもあるのですが、あとのお話の中で間接的にお答えができればと思います。

今回この保存活用計画の中で非常に大切なことは、本質的な価値の構成要素は何か、あるいはそれ以外のものは何かをしっかりと線引きすることだというふうに、そんなお話を先ほど山下主任からも頂きました。構成要素を実際に分類していく中で工夫についてお話して頂いた方もありますけれども、その構成要素の分類について一言ずつ、先ほどとダブルでも構いませんので、1人一言ずつ、佐藤様から順にお願いできますでしょうか。

【佐藤】 お話のところでも若干紹介をいたしましたけれども、いわゆる教科書的なというか、標準的な形で、本質的な構成要素、それからそれ以外の構成要素という形での分類にはなっておりません。どういうふうにしたかという、大阪城特有の価値を構成する諸要素というのと、その他の諸要素をまず分けて、その大阪城特有の価値を構成する諸要素の中に、本来あるべき特別史跡大阪城跡の本質的な価値を構成する諸要素、これは城郭遺跡の遺構であったり、それから歴史的建造物であったり、地下遺構であったりします。地下遺構は昭和28年の指定のときにはあまり大きくは触れられていませんけれども、そう

いう要素です。

もう1つとしては、近代以降の大阪城特有の歴史的価値を構成する諸要素というのを加えています。これはやはり、今日の山下主任調査官のご発表の中でいうと、史跡等の保護に有効でない要素の中で、歴史的重層性の中で新たな価値が生じてくる要素もあるというものにちょっと繋がるのかなとも思うんですけれども、もう少しそこは踏み込んでしまっています。実際に、例えば昭和6年に復興しました大阪城天守閣の建物は国の登録有形文化財になっていますし、そのほかの、例えば第四師団司令部であるとか、幾つかのそういう近代建築なども、今実際に色々と整備計画等でお世話になっている委員の先生方の中ではもうちょっと、指定まで、例えば、話を持っていけないのかと、せめて登録ぐらいできないのかということ等も出てくるものなので、そこまで評価が来ているものについては、何かやはり、その他とは言えない形での意味づけが要るのかなと。ただ、本質的かどうか。それはやはり指定のときにどのような理由でなったか、今、あそこがどういう遺跡か。仮に、例えば城郭遺構が何もかも吹っ飛んでしまったと、そんなことあり得ないですけど、仮に、そういうものが全く消滅してしまったという中で、近代建築だけがそこに残っていたら、それは特別史跡としての資格は失うだろうというものなのです。そういう意味でいうと、やはりその他という形で排除しても、どちらでもいいという要素ではもうなくなってしまっているものを拾い上げたというような位置づけかなと。



私とほぼ同じ世代の大阪城天守閣の館長に今、一緒に整備計画を作ってもらっていますけれども、自分が就職したころには今の第四師団司令部、そのときは大阪市立博物館になっていた建物ですけれども、本書の20頁に載せているものです。今は耐震補強をして中を改装して、レストランとか商店になっていますけれども、これが第四師団司令部で、この建物、いつになったら壊すのだと言われていたと聞いています。だから30年ぐらい前は、やはり平気でそんな話は出ていたと。だから、その間の評価というのがどんどん変わってくるという1つの例かなと思います。ただ、先ほども申しましたように、やはりメインは近世の大坂城の遺構だと思いますので、そこは少し差はつけるけれども、ちゃんと拾い上げるというような位置づけと考えています。以上です。

【内田】 ありがとうございます。田上様、お願いします。

【田上】 先ほど少し言いましたが、構成要素の分類の段階で、対象の史跡の概念を整理するのはとても大事だと思います。保存活用計画策定委員会の委員の先生からも指摘がありました。概念を整理する前は、自分では理解しているつもりでしたが、やはり理解していませんでした。そこで、その土地の成り立ちや履歴をきちんと事務局で把握し、高岡城跡の歴史的重層性がどのようなものか、地層のような表を作成し、その中に要素を落とし込みました。それに加え、史跡の現状を把握するために、工作物などを、全て歩いて写真を撮ったことも大事な作業だったと



思います。史跡の概念図をつくることは、保存活用計画を策定する際に一番大事なことではないかと思っています。また、概念図を整理する前に様相が似ている大阪城跡の保存管理計画書を頂いて、分類を参考にしたのですが、高岡城には適用できませんでした。なぜ適用できないかという、やはり現在までの史跡のあり方が異なるからでした。例えば、大坂城跡には「大坂城跡特有の価値を構成する諸要素」に近代以降の要素も含めており、高岡城跡で適用した場合、タカオカコシノヒガン、高岡市立博物館もその要素に含まれます。ただ、この要素に分類すると史跡の本質的価値に位置付けたように見えてしまい、事務局の中でも「少しちがうのではないか」、委員の先生方に「よくわからない」と指摘されました。

ですので、基本的には次世代に確実に継承しなければいけない本質的価値は、近世の築城期、それと藩政期の遺構にしました。発掘調査で今後発見されれば整備したいという思いもありました。それ以外は全てその他の諸要素に切り分けました。ただ、その他の諸要素の中には特徴的なもの、高岡城跡の歴史的重層性を示すものがあるので、それは、高岡城跡の歴史を理解する上で重要なものとして、広報・普及していく方針と位置付けました。このような本質的価値とその他の諸要素の切り分け作業は、史跡の概念を整理することによって、異なると思います。

【内田】 ありがとうございます。引き続き、大宮様、お願いします。

【大宮】 慈恩寺旧境内の場合の本質的価値は江戸時代に復興した堂舎のたたずまい、本堂境内、それから院坊屋敷のたたずまい、それから城館群、修験行場跡、結界を示す堂社。それぞれについて建造物、構造物、人為的地形、自然地形。自然地形というのは、修験行場の小山がぼこぼことしたところは自然地形です。そういったものとか、地下に埋蔵されている遺構・遺物、ほとんど踏査は手つかずでよくわかっていないところがあるのですが、挙げております。それから、樹林・樹木、山林の具体的風景を明示したところということです。

【内田】 ありがとうございます。引き続き、平野様、お願いします。

【平野】 狭山池も、本質的価値は何か、1400年間生き続けた遺跡のメインはいつ、と考えました。そして今もメインなので、とりあえず今と決めました。なので、保存活用計画書を見ていただくと明確ですが、保護に有効でない要素をゼロにしました。今あるものは全て大事と。例えば、洪水対策用の監視カメラであるとか、水質保全装置であるとか、ダムの管理棟とって、コンクリート打ちっ放しの四角い箱が史跡のそばに建っているのですが、それも大事。今ある全てのものをそのまま守っていこうと考えました。なので、ほかの史跡と全く同じ考え方ができるかどうかというのはちょっと微妙なのです。今あるものを、今生きていることが大事で、これからも生き続けることが最も大事ならば、今の機能にかかわるものは全て拾い上げていこうと考えました。1400年間の歴史を支えてきたもの全てを余すことなく構成要素に入れていこうと考えた結果、そういうことになっています。

【内田】 ありがとうございます。ちょっと、私から質問なのですが、スライドの中で堤の断面を、50cmぐらいの厚みだったと思いますけど、切り出してそれを積み上げて展示しています。あの堤が本来的には川の下流部を堰止めて池をつくっているのですが、今展示しているのは一部だけを切り取ったということであって、あと、ほとんどの部分は残っているという理解でよろしいですね。

【平野】 そうです。一応、7割方は残っていると説明させていただいております。

【内田】 長期的には7割なのですか。

【平野】 1周の7割ではなくて、北堤という、せきとめたところの7割ぐらいということです。

【内田】 堤の3割ぐらいは、今回の平成の修理で、ダムとしての修理の中で失われているという理解でよろしいですか。

【平野】 はい。

【内田】 ありがとうございます。引き続き、高

橋さんの方からお願いいたします。

【高橋】 法華寺庭園では、今回名勝としての整理を行いました。将来的には当然、史跡の保存活用計画を策定するのが望ましいわけで、それを作る時に現状変更の取り扱いとか、構成要素の設定の中で齟齬が出る場合があるのではという不安がありました。狭義の庭園のみに注目すると、やはり近世というのが価値の基盤になります。一方、境内にもついても近世の境内を踏襲して現状があるといえますが、おそらく史跡としては旧境内になるので古代が価値付けのメインになってくると思います。法華寺の場合幸いだったのは、古代の伽藍を踏襲した上で近世の伽藍もあるということです。そういう時間を越えた法華寺の特徴を踏まえて価値を設定して、その中に構成要素を整理することができました。法華寺境内の中の構成要素については、史跡法華寺旧境内の計画の際にそのまま使っていくことができるのではないかと、今のところ考えています。

【内田】 ありがとうございます。

それでは事務局として少し時間を頂きまして、私から報告させて頂きたいと思います。研究会に先立ちまして保存活用計画を集めましたので、弊所の図書室にはほぼ全部あると思います。それら全体を見て構成要素について私の考えたことをここで少しお話ししたいと思います。予稿集P.67の総合討議メモをご覧ください。

非常に悩ましい構成要素というのが結構あるというのが私の実感です。まず後の時代の施設、近世城跡の近現代遺構については、ここに史跡の熊本城跡や松江城、高岡城跡を含めて書いてありますけど、それぞれがそれぞれの言葉で本質的価値以外のものとして整理をしてそこに位置づけている状況でした。そして、一昨年行いました研究集会に関する報告書『近世城跡の近現代』を昨年出版しました。そこで私が、こういった要素が実際どのように取り扱われているかというのを分類して報告をしております。社寺や公園施設、あるいは文化系施設などが撤去されるか、あるいは存置されるか、あるいは共存

されるか、あるいは積極的に位置づけられるかと、そんな形に分類ができたことを少しご報告しておきたいと思います。

それから、「名勝おくのほそ道の風景地」の多賀城内「壺の石碑（いしぶみ）」の場合ですが、後の時代の施設については、「歌枕顕彰要素」として取り上げています。

復原建物については、史跡では本質的価値の構成要素にはならないということになります。熊本城跡では「城跡の価値を高める要素」ですとか、名古屋城跡では「本質的価値の理解を促進させる諸要素」、そういった位置づけにしています。

移築建物については、城下町で保存できなくなった建物が城内に入ってきている、史跡松坂城の本居宣長旧宅の例があり、特別史跡になっていることが特に珍しいです。一方、城跡から移った城郭遺構で、城下の菩提寺などへ移されて転用されているというのもあります。現在は史跡の指定地外にあるものでも城郭遺構については城の構成要素としてしっかりと書き込んで明示しておくことが必要だと思っているところでは。

史資料については、藩校などで使われた書籍はどう位置づけるのかということがあります。特別史跡の廉塾並びに菅茶山旧宅の保存活用計画においては、本質的価値の構成要素に別所の博物館所蔵の史資料を入れております。

植栽については、しっかりと分類しないとイケないものだと思います。例えば近世城跡で、城郭がまだ機能していた約150年前以前から存在したものは全て本質的価値かどうかというのは非常に怪しいと思っております。それを本質的価値だと言うためには、しっかりと位置づけなり価値づけというのが必要になるのではないかと思うところです。奈良県宇陀市に史跡森野旧薬園というところがあり、当時から残っている樹木は遺伝子的にも非常に意味のあることで、本質的価値に入るのは理解できます。一方、沖縄県西原町の史跡内間御殿は第二尚氏の始祖の旧宅跡が、200年後そこに神殿がつくられて信

仰の場所になったところですが、石牆があり、その内側にフクギが植えられています。そのフクギが非常に巨木化して石牆の保存にとって非常に良くない状態になっています。こういった事例をどう考えるかですが、フクギについては本来の用途で管理していればそこまで大きくはならなかったと考えられることから、石牆の保存のためには場合によっては切ることを地元では検討をしているということです。そういった考え方をすると、植栽が当時からの個体だとしても史跡としては本質的な価値と見るのは難しいのか、あるいは本質的な価値だとしても、撤去せざるを得ない場合もあるということもあり悩ましい事例として挙げたところでございます。

無形のものについては、以前の保存管理計画の中ではほとんど取り上げることはなかったと思いますが、今回名勝の保存活用計画の中では、指定地内の要素を有形のものと、それ以外の、本質的価値の保存に何らかの影響を及ぼす有形のものに分け、そしてまた指定地を含めた地域全体の中での無形の要素というようなことで、取り上げている例がございました。保存活用計画ですので、無形の要素をここで取り上げておくのは活用のことを考えると有効ではないかなと思っているところではございます。ただ、今まではあまり無形のものを取り上げることがなかったので、計画論的にはちょっと違和感があったということをご報告致します。

最後に、新しい施設についてはどのように考えるかということです。特別史跡旧弘道館の場合ですが、藩校の中心部に神社と孔子廟が対になって造られて



おりまして、神社は建て替えが進んでいて、社殿や鳥居が新しいものです。ただし、機能としては藩政期から継続しており、「本質的価値には密接にかかわる諸要素」という分類をしています。新しい施設を考える上で機能に着目することが有効になる事例かと思えます。狭山池では新しい施設も本質的な価値に当たるものがあるのだという報告がございましたから、史跡そのものの性格によって考え方が異なることがあるのだと思っているところでございます。以上、事務局からの報告でした。

【内田】 そういたしましたら、価値の多様性についてのお話に戻したいと思います。

公園としての指定がなされていたり、あるいは史跡だけど社寺としての宗教活動もあったりだとか、多様な価値があって、それぞれ調整が大変なこともあるわけです。今日お話がありました通り、史跡と名勝での価値づけによる違いということもございませう。また、大阪狭山市さんの狭山池は、国の史跡になる前まで府の史跡名勝だったわけです。だから、国の史跡になって、府の史跡指定はなくなったのかもしれないけれども、府の名勝としての価値づけはまだ残っているということによろしいですか。

【平野】 これをここで言っているのどうか分からないのですが、外れました。史跡は昭和初期の規則で、史跡名勝という1つのくくりの指定で、範囲の確定もされていない、漠然と狭山池という指定だったので、今回史跡になるときに、府の指定を外したら、名勝も一緒に外れてしまいました。

【内田】 そうですね。私もちょっと知らなかったのですが、失礼しました。多分、大阪府の条例は確か顕彰条例とか何か条例が2種類ぐらいありましたよね。

【平野】 そうですね。規則の段階と今の本当の条例と2種類あって、それを今の条例の方に移す作業を狭山池ではしていなかったのです。

【内田】 顕彰条例というのは、要は場所を特定せずに名前、冠を与えるようなものということだったのです。だから、その顕彰条例のほうの名称も「史跡名勝」をかぶっていたという理解でよろしいわけ

ですね。

【平野】 はい、いいと思います。

【内田】 そうですね。ありがとうございました。

それで、法華寺の方は史跡と名勝での価値づけということで非常に悩ましい中、作業をしてきました。予稿集の資料にありますけれども、『史跡等整備のてびき』総説編50頁には史跡の本質的価値がありまして、同書52頁には名勝の本質的価値がございませう。名勝の庭園の価値といひますと、芸術作品としての価値などになってくるわけです。

以前私が文化庁にいたときに、名勝部門の本中主任調査官に聞いた話でなるほどと思った話があるので紹介します。史跡と名勝ではやはり復元建物では価値付けが違うということなのです。史跡で復元をやりませうけれども、それはあくまで史跡の価値のプレゼンテーションであって、それは本質的な価値にはならない、これはストレートに理解しやすいと思ひます。ところが、例えば鹿苑寺（金閣寺）庭園を思い出してほしいのですが、あそこで金閣があるから名勝としての本当の価値がわかるけれども、なかったら半減するようなイメージがあるかと思ひます。あれは戦後の復元建物です。復元であっても、復元した時には名勝にとっては鑑賞上の価値があるのだというような話でした。それは何故かという、芸術作品としての価値で見ると、あれがないと作品にならないような、そういった位置づけだからということなのです。だから、ものによって価値の多様性があるということですが、同じ記念物の名勝と史跡でも同じものに対する評価が違うのだとい



うことは認識しておかないといけないと思っております。

同じようなことは、史跡福山城の天守でもございます。これは正確な復原でもない戦後の復興天守復原です。その足元、二の丸に近代の庭園がございまして、その天守を借景にした庭園があり、今のところ庭園は指定も登録もされてはいません。復原建物はそれが50年経っていようとなかろうと、観賞上の価値からその庭園にとっては重要な構成要素になるわけです。一方、史跡から見るとそんなのは復興天守で、価値づけとしては大分下がってしまうということもあります。さらに、大阪府指定史跡岸和田城跡の国指定名勝岸和田城庭園（八陣の庭）庭園の話です。本丸に本来は5層だったけど3層になった復興天守があり、その足元に庭園史家で造園家の重森三玲の作品があって、それが名勝になっています。作庭時には天守が復原される予定で、それを意識して上から眺められる、つまり復興天守が視点場になるということであらかじめ想定をしています。この事例もやはり史跡全体から見ると価値の低い建物ですが、庭園から考えると重要な要素となり、価値付けが異なるということになります。

予稿集68頁の最後に少し書きましたけれども、史跡等の指定基準というのがございます。名勝の指定基準の中には公園だとか庭園だとか65頁にございますが、社寺境内というのはありません。今日、高橋さんからも報告がありましたけれども、『南都名所図会』には法華寺が出ていたりしておりますし、あと、明治6年の太政官布達で公園が成立するときには浅草の浅草寺だとか、あるいは寛永寺だとか、そういった寺社などが群衆遊覧の場所として公園になっていくわけですが、そういった江戸時代から引き継いできた名勝地、そういったものが今現在の名勝の指定基準にはない、従って位置づけとしてないので名勝としては拾えないということを少しご報告しておきたいと思っております。

さて、時間がもうございませぬので、歴史の重層性について話題を変えます。茅ヶ崎市さんがおいで

だと思いますが、茅ヶ崎市の史跡下寺尾官衙遺跡と弥生時代の環濠が重複して、今ちょうど環濠のほうが表示を受けるところだということでございますが、山下主任、ちょっとご説明を頂けますでしょうか。

【山下】 68頁の真ん中にありますが、史跡が重複して指定をされている遺跡が、2つあることになるわけですが、私の報告、以前のお話の中でも説明しましたように、福岡城跡の一部が鴻臚館として範囲になっておりますけれども、下寺尾官衙遺跡群と弥生の環濠集落の西方遺跡でしたか、茅ヶ崎市さんも、ほとんど範囲は重複、丸々両方かぶっているということでございまして、今後整備とか活用していく上で、どちらをどうするのかというのがあるのかなというところがあるかと。地元の茅ヶ崎市さんがもしもおいででしたら、ちょっとお話をいただければいい話題かなと思います。

【内田】 茅ヶ崎市さんはいらっしゃいますか。

【大村】 神奈川の茅ヶ崎市から参りました、大村と申します。今、山下主任調査官が言われたように、平成27年に古代の官衙として下寺尾官衙遺跡群が史跡指定を受けています。官衙と重なってその下には弥生時代中期の環濠集落があるということは知られていましたが、その当時から弥生時代の研究者からも評価を受けておりました。保存活用計画は、この弥生遺跡について新たな指定ということを視野に入れて作成しておりました。今回平成31年11月に答申を出して頂きましたが、活用計画に基づく指定に向けての手続きを進めた結果です。指定の目処は立ちましたが、同時にこの二つの史跡に対する保存活用や整備をどういうふうにしたら良いのか、具体的にはどちらかを優先すべきなのか、そうではないのか、などの課題が生じています。基本的には両方大事ということは言うまでもありませんが、むしろ積極的に二つの史跡が重なっている、という特徴を活かすべきだと考えています。先ほど複合遺跡のお話がありましたけれども、我々には複合遺跡というのは当たり前ですが、地域の人にとっては重なっている遺

跡というのはなかなか理解できない状況もあると思われま。そういった意味でも、保存活用を通じて複合遺跡が土地の歴史を示すことについて理解を深めてもらい、加えて同じ場所で二つの史跡が指定を受けたという、評価について知ること、地域の誇りとして強調して活用していければと考えています。まさにこれから重複史跡の保存活用整備に向けた課題について取り組んでいかなければならないと思っています。その意味で今日は大変参考になりました。ありがとうございます。

【内田】 ありがとうございます。保存上はおそらく極端に上の遺構を飛ばして下を調査するということは、多分できないんだと思いますけれども、今後活用の上でどういう表現をしていくかということが、地元ではすごく課題になってくるかなと思います。

予定時刻を10分ほど過ぎてしまいました。上手くまとめ切れませんでしたけれども、時間ですのでこの研究集会を終わりにしたいと思います。また、引き続きまして次年度も研究集会を行いますので、ご参加して頂ければと思います。この度は登壇の皆様、どうもご報告をありがとうございました。また、会場の皆様ありがとうございました。

— 了 —